

<保護者の登園届>

(厚生労働省発行『保育所における感染症対策ガイドライン』より
この様式は、園医の指導のもと、当保育園が作成しました。

- ウイルス性胃腸炎（下痢・嘔吐）が回復し、登園する際には下記の登園届が必要です。
医師によっては「ウイルス性胃腸炎」「感染性胃腸炎」「アデノウイルス」「ノロ・ロタ」
「風邪による下痢」「お腹の風邪」「夏風邪」など、診断が出ています。
- 登園のめやすは、お子さんの全身状態が良好である・・・下痢・嘔吐が治まり半日が経過し、
さらに普通の食事と普通の生活が送れること。

登園届（保護者記入）

提出日：平成 月 日

鶴見乳幼児福祉センター保育園 園長 殿

組

入所児童名

保護者名

① 医師の診断を受け、保護者が記入する登園届

診断日 () 月 () 日

医療機関名 「 」

病名 「 」と診断されました。

② 受診はしなかったが、保護者が記入する登園届

◎ 「 」が発症し療養した日時をお伝えします。

() 月 () 日 () : () ~ () 月 () 日 () : ()

保育園の生活が可能と判断基準（以下の項目が判断基準です。チェックして下さい。）

() 下痢・嘔吐の症状が治まって、半日を見守りました。

() 子どもの機嫌が良い。普通の遊びが出来ます。

() 普段の食事ができます。

※ 1回のみ等の症状によっては受診しないが、

全身状態が良好になり、保育園の生活が可能と判断し届けます。

保育所は、乳幼児が集団で長時間生活を共にする場です。

- 胃腸炎の流行期には、保育園内での感染を予防するため、嘔吐や下痢があるお子さんは、
医療機関を受診してください。
感染症の集団での発症や流行をできるだけ防ぐことはもちろんですが、
お子さんが一日快適に生活できることが大切です。
その為の、集団感染を防ぐためのルールと考えて努めていきたいと思ひます。